

## 【表紙】

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                 |
| 【提出先】               | 関東財務局長                  |
| 【提出日】               | 平成25年 8月27日             |
| 【会社名】               | テンプホールディングス株式会社         |
| 【英訳名】               | Temp Holdings Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 水田 正道           |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都渋谷区代々木二丁目 1 番 1 号    |
| 【電話番号】              | 03 ( 3375 ) 2220 ( 代表 ) |
| 【事務連絡者氏名】           | 常務取締役グループ経営企画本部長 佐分 紀夫  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都渋谷区代々木二丁目 1 番 1 号    |
| 【電話番号】              | 03 ( 3375 ) 2220 ( 代表 ) |
| 【事務連絡者氏名】           | 常務取締役グループ経営企画本部長 佐分 紀夫  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権付社債                |
| 【届出の対象とした募集金額】      | 一般募集 15,000,000,000円    |

(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

|              |   |
|--------------|---|
| 【安定操作に関する事項】 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</li><li>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</li></ol> |
| 【縦覧に供する場所】   | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)  |

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

本新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の募集については、発行価額(各社債の金額100円につき金100円)にて引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格、各社債の金額100円につき金102.5円)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

|                  |  |
|------------------|--|
| 銘柄               | テンプホールディングス株式会社130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)  |
| 記名・無記名の別         | -  |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 金15,000,000,000円   |
| 各社債の金額(円)        | 金1,000,000円  |
| 発行価額の総額(円)       | 金15,000,000,000円   |
| 発行価格(円)          | 各社債の金額100円につき金102.5円(注)1   |
| 発行価額(円)          | 各社債の金額100円につき金100円(注)2<br>ただし、本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。  |
| 利率(%)            | 本社債には利息を付さない。  |
| 利払日              | 該当事項なし   |
| 利息支払の方法          | 該当事項なし   |
| 償還期限             | 平成30年9月19日(水)  |
| 償還の方法            | <p>1 償還金額<br/>各社債の金額100円につき金100円。<br/>ただし、繰上償還する場合は本欄第2項第(3)号乃至第(5)号に定める金額による。</p> <p>2 償還の方法及び期限<br/>(1) 本社債は、平成30年9月19日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(5)号に定めるところによる。<br/>(2) 本社債を償還すべき日(本項第(3)号乃至第(5)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br/>(3) 組織再編行為による繰上償還<br/>組織再編行為(本号 に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合または会社法に従いその他の機関が決定した場合)において、当社が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号 に定義する。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表者の記名捺印した書面を交付した場合には、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、本号 に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 乃至 に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。</p> |

組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号に定義する。)及び償還日に応じて本号の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。

組織再編行為償還金額(%)

| 償還日        | 参照パリティ |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 60     | 70     | 80     | 90     | 100    | 110    | 120    | 130    | 140    | 150    | 160    |
| 平成25年9月17日 | 98.24  | 101.13 | 104.78 | 109.21 | 114.39 | 120.31 | 126.94 | 134.25 | 142.18 | 150.66 | 160.00 |
| 平成26年9月17日 | 98.93  | 101.56 | 104.96 | 109.17 | 114.18 | 119.99 | 126.58 | 133.92 | 141.97 | 150.70 | 160.00 |
| 平成27年9月17日 | 99.35  | 101.69 | 104.81 | 108.72 | 113.36 | 118.72 | 124.83 | 131.97 | 140.43 | 150.00 | 160.00 |
| 平成28年9月17日 | 99.48  | 101.40 | 104.19 | 107.88 | 112.44 | 117.78 | 123.76 | 130.25 | 140.00 | 150.00 | 160.00 |
| 平成29年9月17日 | 99.41  | 100.57 | 102.72 | 106.04 | 110.57 | 116.23 | 122.84 | 130.19 | 140.00 | 150.00 | 160.00 |
| 平成30年9月18日 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 110.00 | 120.00 | 130.00 | 140.00 | 150.00 | 160.00 |

(注) 上記表中の数値は、平成25年8月21日(水)現在における見込みの数値であり、平成25年9月9日(月)から平成25年9月11日(水)までの間のいずれかの日(以下「転換価額等決定日」という。)に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(3)号に定義する。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において決議または決定された当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。)が公表された日の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない、以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号、第(3)号または第(7)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本号、本項第(4)号及び本項第(5)号において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

参照パリティまたは償還日が本号の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照パリティが本号の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、または償還日が本号の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値またはかかる2つの日付に対応する本号の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値またはかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(ロ) 参照パリティが本号 の表の第 1 行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。</p> <p>(ハ) 参照パリティが本号 の表の第 1 行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。</p> <p>ただし、組織再編行為償還金額は各社債の金額の160%を上限とし、本号 の表及び本 (イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が160%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の160%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号 の表及び本 (イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。</p> <p>「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称していう。</p> <p>(イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>(ロ) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>(ハ) 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社</p> <p>(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社</p> <p>(へ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社</p> <p>(4) 上場廃止等による繰上償還</p> <p>(イ) 当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し（ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けにかかる決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号 に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。</p> |
|--|---|

上場廃止等償還金額は、本項第(3)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付け期間の末日時点で有効な公開買付け価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付け期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付け期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号、第(3)号または第(7)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

本号 及び にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を、当該公開買付けに係る公開買付け期間の末日までに公表した場合には、本号の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

本項第(3)号に定める繰上償還事由及び本号 または に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(3)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号 または に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

(5) 130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(3)号に定める転換価額の130%以上であった場合、平成27年9月30日以降いつでも、当該取引日の最終日から15日以内かつ当該償還期日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要な事項を公告した上で、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割または当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、その直前の取引日、以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日(当日を含む。)までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号の規定にかかわらず、当該各取引日の30日前の日における当社の発行済普通株式総数(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)を既発行株式数として、当該株式分割等により発行されることとなる株式数を発行・処分株式数(ただし、当社普通株式の分割を行う場合は、当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を除く。)として、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号に定める新株発行等による転換価額調整式に当てはめて計算された転換価額をもって、当該各取引日に適用ある転換価額とする。この場合の償還金額は各社債の金額100円につき金100円とする。

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>本項第(3)号または第(4)号 もしくは に定める繰上償還事由及び本号 に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(3)号または第(4)号 もしくは に従って償還されるものとする。ただし、本項第(3)号または第(4)号 もしくは に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日または当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の前に本号 に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。</p> <p>(6) 当社は、前3号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。また、前3号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により別記「新株予約権の行使期間」欄第(4)号に従って本新株予約権が行使できなくなることによりその全部が消滅する。</p> <p>(7) 当社は、法令または振替機関（別記「振替機関」欄に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められている場合を除き、払込期日（別記「払込期日」欄に定める。）の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については別記「新株予約権の行使の条件」欄に従って行使できなくなることにより消滅する。</p> <p>3 償還元金の支払場所<br/>別記「（注）18 償還金の支払い」記載のとおり。</p> |
| 募集の方法          | 一般募集   |
| 申込証拠金（円）       | 各社債の金額100円につき金102.5円。なお、申込証拠金のうち発行価額相当額（各社債の金額100円につき金100円）は、払込期日に払込金額に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。  |
| 申込期間           | 平成25年9月12日（木）から平成25年9月13日（金）まで（（注）3）とし、当該期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みものとする。   |
| 申込取扱場所         | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店   |
| 払込期日           | 平成25年9月19日（木）（（注）3）<br>本新株予約権の割当日も同日とする。   |
| 振替機関           | 株式会社証券保管振替機構<br>東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  |
| 担保             | 本新株予約権付社債には担保または保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。  |
| 財務上の特約（担保提供制限） | <p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の資産に担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。</p> <p>3 当社が吸収合併、株式交換または吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社または吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前2項は適用されない。</p>  |
| 財務上の特約（その他の条項） | <p>1 担保付社債への切換え</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法に基づき設定することができる。</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄または前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>2 特定資産の留保</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の有する特定の資産（以下「留保資産」という。）を本新株予約権付社債以外の債務に対し担保提供を行わず本新株予約権付社債のために留保する旨の特約を社債管理者との間に締結することができる。</p> <p>(2) 前号の場合、当社は社債管理者との間で次の 乃至 についても同時に特約を締結する。</p> <p>留保資産のうえに本社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利もしくはその設定の予約、または本新株予約権付社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを当社が保証する旨。</p> <p>当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。</p> <p>当社は原因の如何にかかわらず、留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面により社債管理者に通知し、その指示に従う旨。</p> <p>当社は社債管理者が本新株予約権付社債に係る債権の保全のために必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。</p> <p>当社は本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部または全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、または、留保資産から除外することができる旨。</p> <p>当社は社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに本新株予約権付社債のために留保資産に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。</p> <p>前 の場合、留保資産のうえに社債管理者が適当と認める担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために社債管理者が適当と認める他の資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。</p> <p>(3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、本社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。</p> <p>(4) 当社が吸収合併、株式交換または吸収分割により、担保権が設定されている、または留保資産提供が行われている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社または吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合は、当該承継する本項第(1)号及び本項第(2)号は適用されない。</p> |
|--|---|

(注) 1 一般募集は発行価格にて行います。

2 発行価額は当社が引受人より本新株予約権付社債の払込金額として受取る各社債の金額100円当たりの金額であります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、転換価額等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年9月6日（金）から平成25年9月11日（水）を予定しておりますが、実際の転換価額等の決定期間は平成25年9月9日（月）から平成25年9月11日（水）までを予定しております。

したがいまして、

転換価額等決定日が平成25年9月9日（月）の場合、申込期間は「自 平成25年9月10日（火）至 平成25年9月11日（水）」、払込期日は「平成25年9月17日（火）」

転換価額等決定日が平成25年9月10日（火）の場合、申込期間は「自 平成25年9月11日（水）至 平成25年9月12日（木）」、払込期日は「平成25年9月18日（水）」

転換価額等決定日が平成25年9月11日（水）の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 本新株予約権付社債の募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照ください。

5 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本新株予約権付社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおりです。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：A - (シングルA マイナス) (取得日平成25年 8月27日)

入手方法：JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「格付情報」の「当月格付」 ([http://www.jcr.co.jp/top\\_cont/rat\\_info02.php](http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)) に掲載されております。

問合せ電話番号：03-3544-7013

JCRの信用格付けは、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものであります。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものでありますが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

#### 6 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債にかかる新株予約権付社債が発行される場合、かかる新株予約権付社債は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債を記名式とすることを請求することはできない。

#### 7 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。ただし、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄または別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項第(1)号の定めるところにより当社が本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときには、本(注)7(2)に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号乃至第(8)号、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項第(2)号、本(注)9、本(注)10、本(注)11(2)、本(注)14、または本(注)15に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分執行もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、かつ社債管理者が本社債権者の権利保全上、本社債の存続を不適当であると認めたとき。

#### 8 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄または別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、または、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第2項により本新株予約権付社債のために留保資産を留保した場合で社債管理者が承認したときには、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄及び本(注)10(2)は適用されない。

#### 9 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の分配(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が本(注)9(2)に定める社債管理者への通知を行った場合または書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行っ



た場合も同様とする。

- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記書類の取扱に準ずる。また、当社が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書または臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続きを行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。

#### 10 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたときならびに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、代表者の記名捺印した書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨ならびにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
  - 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
  - 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止もしくは廃止しようとするとき。
  - 資本金の額または準備金の額を減少しようとするとき。
  - 株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社になろうとするとき。
  - 組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。
  - 別記「償還の方法」欄第2項第(3)号または第(4)号に係る事実を公表するとき。
- (4) 当社は、次の各場合には、ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。
  - 支払停止になったとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - 社債を除く借入金債務について期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
  - 事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行または担保権の実行としての競売（公売を含む。）の申立て、または滞納処分を受けたとき。
  - 当社または第三者により、当社について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。

#### 11 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本新株予約権付社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本（注）11(1)の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

#### 12 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

#### 13 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者のうちのいずれかの者は、以下に定める場合その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者のうち残存する者がある場合には、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。
  - 本社債権者と社債管理者または社債管理者のうちいずれかの者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）
  - 社債管理者または社債管理者のうちいずれかの者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合
- (2) 本（注）13(1)の場合には、当社ならびに辞任及び残存する者（残存する者がいない場合は承継する者）は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

#### 14 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(3)号の規定により本社債を償還しようとする場合は、当社は当該償還期日の少なくとも60日前に書面により繰上償還しようとする旨その他必要事項を社債管理者に通知する。
- (2) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（別記「償還の方法」欄第2項第(4)号ただし書の場合は60日間の末日）から7日以内にその旨及

び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。

- (3) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(5)号の規定により本社債を償還しようとする場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(5)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内に繰上償還しようとする旨その他必要な事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 別記「償還の方法」欄第2項第(3)号乃至(5)号に定める繰上償還をする場合の公告は、本（注）15に定める方法によりこれを行う。

#### 15 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

#### 16 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当社及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

#### 17 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上にあたる本新株予約権付社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債に係る社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本新株予約権付社債の金額の合計額は本社債の総額に算入しない。
- (4) 本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。本（注）17(1)乃至(3)の規定は、本（注）17(4)の社債権者集会について準用する。

#### 18 償還金の支払い

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 19 発行代理人及び支払代理人

株式会社三井住友銀行

#### 20 本社債は別記「払込期日」欄記載の払込期日の翌営業日に株式会社東京証券取引所へ上場を予定しております。

したがって、

- (1) 転換価額等決定日が平成25年9月9日（月）の場合、上場日は「平成25年9月18日（水）」
  - (2) 転換価額等決定日が平成25年9月10日（火）の場合、上場日は「平成25年9月19日（木）」
  - (3) 転換価額等決定日が平成25年9月11日（水）の場合、上場日は「平成25年9月20日（金）」
- となる予定であります。上場日は変更されることがあります。

本社債は、上場日から売買を行うことができます。

社債等振替法の適用により、本社債の売買は、振替機関または口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## （新株予約権付社債に関する事項）

|                  |   |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式<br>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。  |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(3)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。  |
| 新株予約権の行使時の払込金額   | <p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、未定であるが、平成25年8月30日の取締役会決議に基づく算式により、平成25年9月9日（月）から平成25年9月11日（水）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）に確定する。なお、当該算式において、転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に乘じる値の範囲は130%程度を目途とした一定の範囲により表示される。（注）1<br/>ただし、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合または変更が生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$ <p>(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(6)号に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、平成25年8月27日開催の取締役会決議に基づく公募による新株式7,000,000株の発行及び第三者割当による新株式上限1,000,000株の発行に係る募集を除く。）。</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> |

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当て等をする場合、

調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当て等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項第(6)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本 を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の転換価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

ただし、本 に定める証券（権利）または新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）または新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求もしくは取得条項に基づく取得もしくは当該証券（権利）もしくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得または当該証券（権利）もしくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

本号 乃至 の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株式の交付については別記（新株予約権付社債に関する事項）（注）4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(4)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限る、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に18を乗じた金額とする。)に当該事業年度に係る本に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、本に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度 1.30

平成27年3月31日に終了する事業年度 1.69

平成28年3月31日に終了する事業年度 2.20

平成29年3月31日に終了する事業年度 2.86

平成30年3月31日に終了する事業年度 3.71

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (5) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (6) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)または特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

|  |  |
|--|--|
|  | <p>新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(2)号または第(7)号に基づき発行・処分株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ発行・処分されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(7) 当社は、本項第(2)号及び本項第(3)号に掲げた事由によるほか、次の本号 乃至に該当する場合は社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>本号 のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。</p> <p>(8) 本項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。この場合の公告の方法は、別記「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」(注)15に定める。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>     | <p>金15,000,000,000円<br/>(会社法上の本新株予約権の全部を行使した場合における当該行使に際して出資の目的とする財産の価額の総額)</p>  |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> | <p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格<br/>本新株予約権の行使により発行する場合の株式1株の発行価格は、当該行使に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>   |

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 新株予約権の行使期間                   | <p>本新株予約権者は、平成25年11月1日から平成30年9月14日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>(1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 振替機関が必要であると認めた日</p> <p>(3) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告した場合における当該期間</p> <p>(4) 別記「償還の方法」欄第2項第(3)号、第(4)号または第(5)号に定めるところにより、平成30年9月14日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日以降</p> <p>(5) 別記「1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」（注）7に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含める。）以降</p> |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1 新株予約権の行使請求の受付場所<br/>株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所<br/>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br/>該当事項なし</p> <p>4 新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、振替機関または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使請求期間中に振替機関または口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 振替機関または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後これを撤回することができない。</p>   |
| 新株予約権の行使の条件                  | <p>当社が本新株予約権付社債を買入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。</p>  |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件         | <p>本新株予約権の取得事由は定めない。</p>  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項               | <p>本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。</p>  |
| 代用払込みにに関する事項                 | <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容</p> <p>各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。</p>   |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p> | <p>当社が、組織再編行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項第(1)号乃至第(8)号の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本「1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、本項第(1)号乃至第(8)号の内容に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数<br/>組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類<br/>承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法<br/>行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項第(4)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(4) 承継新株予約権付社債の転換価額<br/>組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号乃至第(7)号に準じた調整を行う。</p> <p>(5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法<br/>交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。</p> <p>(6) 承継新株予約権を行使することができる期間<br/>組織再編行為の効力発生日（当社が別記「新株予約権の行使期間」欄第(3)号に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日または当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。</p> <p>(7) 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項<br/>別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(8) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br/>別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項に準じて決定する。</p> |
|---------------------------------|---|

(注) 1 転換価額の算式が決定された後、当該算式に関連する事項等を訂正した目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、その後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項（組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.temp-holdings.co.jp/press.html>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載



内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計15,000個の本新株予約権を発行する。

3 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債についての弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱

当社が当社普通株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会または種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定めを廃止または変更する場合等、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

(1) 【新株予約権付社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称            | 住所                  | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件  |
|-----------------------|---------------------|---------------|---|
| S M B C 日興証券株式会社      | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号   | 9,600         | 1 引受人は、本新株予約権付社債の全額につき連帯して買取引受けを行います。<br>2 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額（各社債の金額100円につき金2.5円）の総額は引受人の手取金となります。 |
| 大和証券株式会社              | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号   | 2,250         |   |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号   | 2,250         |   |
| メリルリンチ日本証券株式会社        | 東京都中央区日本橋一丁目4番1号    | 600           |   |
| 野村證券株式会社              | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号    | 150           |   |
| 東海東京証券株式会社            | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | 150           |   |
| 計                     | -                   | 15,000        | -   |

## (2) 【新株予約権付社債管理の委託】

| 社債管理者の名称      | 住所                | 委託の条件   |
|---------------|-------------------|---|
| 株式会社三井住友銀行    | 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 | 1 社債管理者は、共同で本新株予約権付社債の管理を受託します。<br>2 本新株予約権付社債の社債管理手数料については、社債管理者に期中において年間各社債の金額100円につき金2銭を支払うこととします。 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 |   |

## 3 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（百万円） | 発行諸費用の概算額（百万円） | 差引手取概算額（百万円） |
|--------------|----------------|--------------|
| 15,000       | 27             | 14,973       |

(注) 引受手数料は支払われないため「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額14,973百万円については、全額を平成26年3月までに当社の子会社であるテンブスタッフ株式会社からの借入金の返済に充てたいします。

当該借入金の返済は、当社が平成25年4月26日に実施した株式会社インテリジェンスホールディングスの全株式等の取得のために、平成25年4月19日にテンブスタッフ株式会社が金融機関より借入れた借入金（借入総額35,000,000,000円、満期日平成26年3月31日）の一部返済に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーパー（額面超過）での募集について

本新株予約権付社債の募集については、発行価額（各社債の金額100円につき金100円）にて引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格、各社債の金額100円につき金102.5円）で一般募集を行います。

本新株予約権付社債を償還期限まで保有した場合または前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」の「償還の方法」欄第2項第(5)により本新株予約権付社債の繰上償還がなされる場合の償還金額は各社債の金額100円につき金100円となりますので、償還金額は発行価格（各社債の金額100円につき金102.5円）を下回ることになります。また、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」の「償還の方法」欄第2項第(3)号又は第(4)号により本新株予約権付社債の繰上償還がなされる場合にも、償還金額が発行価格を下回る場合があります（繰上償還における償還金額については、同欄第2項第(3)号及び第(4)号をご参照下さい。）。

また、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額につきましても、各社債の金額100円につき金100円となりますので、かかる額は本新株予約権付社債の募集における発行価格を下回ることになります。

### 2 ロックアップについて

本新株予約権付社債の募集に関連して、当社株主である篠原欣子は、S M B C日興証券株式会社に対して、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり、当該募集に係る払込期日の翌営業日から起算して45日目の日に終了する期間（以下「株主ロックアップ期間」という。）中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、引受契約の締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び新株予約権等の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり、当該募集に係る払込期日の翌営業日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「当社ロックアップ期間」という。）中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本新株予約権付社債の発行及びその転換による当社普通株式の交付、後記「3 新株式の発行について」に記載の当社新株式の発行、並びに株式分割、株式無償割当て、ストックオプション等の発行又は交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又は株主ロックアップ期間及び当社ロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

### 3 新株式の発行について

当社は平成25年8月27日（火）開催の取締役会において、公募による当社普通株式7,000,000株の発行及び第三者割当による当社普通株式1,000,000株（上限）の発行を決議しております。詳細につきましては、平成25年8月27日（火）提出の当該新株式の発行に係る有価証券届出書をご参照ください。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク **テンブホールディングス** を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

転換価額の算式が決定された後、当該算式に関連する事項等を訂正した目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、その後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項（組織再編行為償還金額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.temp-holdings.co.jp/press.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- ・表紙の次に、以下の「1．会社概要」から「6．トピックス」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

## 1. 会社概要

平成25年（2013年）8月30日現在

|               |   |
|---------------|---|
| 名 称           | テンプホールディングス株式会社   |
| 本 社 所 在 地     | 東京都渋谷区代々木2-1-1  |
| 設 立           | 平成20年（2008年）10月1日   |
| 資 本 金         | 2,000百万円  |
| 代 表 者         | 代表取締役社長 水田 正道   |
| 従 業 員 数       | 10,735名   |
| 上 場 証 券 取 引 所 | 東京証券取引所 市場第1部（証券コード：2181）   |
| U R L         | <a href="http://www.temp-holdings.co.jp">http://www.temp-holdings.co.jp</a> |

## 2. 沿革

|                 |   |
|-----------------|---|
| 平成20年（2008年）10月 | 全国規模で人材サービスを手がけるテンプスタッフ（株）と、東海地域で人材サービスを手がけるピープルスタッフ（現：テンプスタッフ・ピープル（株））が経営統合し、テンプホールディングス（株）を設立<br>東京証券取引所市場第一部に株式を上場   |
| 平成21年（2009年）3月  | ・自動車関連・キャンペーンに特化した人材事業、（株）サポート・エーの株式を取得し、連結子会社化<br>・群馬県での人材事業、テンプスタッフグロウ（株）の株式を取得し、連結子会社化   |
| 5月              | 再就職支援事業、日本ドレーク・ビーム・モリン（株）（現：テンプスタッフキャリアコンサルティング（株））の株式を取得し、連結子会社化   |
| 7月              | 富士ゼロックスおよび関連会社を中心とした人材事業、富士ゼロックスキャリアネット（株）の株式を取得し、連結子会社化  |
| 11月             | 同時に商号を、テンプスタッフ・クロス（株）に変更<br>R&Dアウトソーシング事業、（株）日本テクシードの株式を取得し、連結子会社化  |
| 平成22年（2010年）5月  | ・アメリカの大手人材サービス、ケリーサービスの株式を取得し、戦略的提携を推進<br>・ヘルプデスク業務を中心としたITサポート事業、（株）ハウコム株式を取得し、連結子会社化  |
| 平成23年（2011年）1月  | ソフトウェア受託開発、東洋ソフトウェアエンジニアリング（株）の株式を取得し、連結子会社化  |
| 11月             | ・神戸製鋼グループを中心とした人材事業、（株）コベルコパーソネルの株式を取得し、連結子会社化<br>・日本経済新聞社グループを中心とした人材事業、（株）日経スタッフの株式を取得し、子会社化<br>同時に商号を、テンプスタッフ・メディア（株）に変更   |
| 平成24年（2012年）5月  | 医薬品の安全性情報管理業務（PV）の受託事業、PVネクスト（株）を、（株）アイ・ユー・ケイと合併して設立  |
| 8月              | 自動車設計開発事業、特許時度汽車技術開発（上海）有限公司（テクシード上海）を、中国・上海に設立   |
| 11月             | ・特定保健指導事業、加化成ライフサポート（株）と、テンプスタッフ・メディカル（株）を合併、連結子会社化<br>同時に商号を、テンプスタッフ・ライフサポート（株）に変更<br>・北アジア地域（中国・香港・台湾・韓国）における事業拡大のため、テンプスタッフ香港（株）を、グリーサービスとの共同出資による合弁事業会社TSクリーワークフォースソリューションズ（株）に商号変更 |
| 12月             | ベトナムでの人事コンサルティング事業、テンプベトナム設立  |
| 平成25年（2013年）3月  | デジタルAV商品のソフト・ハードウェア設計開発、パナソニックAVCテクノロジー（株）および、デジタルAV商品のソフトウェアおよびシステム開発、パナソニックAVCマルチメディアソフト（株）の株式を取得し、連結子会社化<br>同時に商号を、AVCテクノロジー（株）および、AVCマルチメディアソフト（株）に変更                               |
| 4月              | メディア・キャリア関連事業、（株）インテリジェンスホールディングスの株式を取得し、連結子会社化   |
| 5月              | 商用車の機械・電子装置とその構成部品に関する設計・実験の受託事業、（株）DRDの株式を取得し、連結子会社化   |

### 3. 事業内容

テンブグループでは、人と仕事に関するさまざまなビジネスを提供する総合人材サービスを展開しています。サービスの特性から「人材派遣・人材紹介事業」「IT&エンジニアリング事業」「アウトソーシング事業」「メディア・キャリア関連事業」「その他の事業」の5つの事業セグメントに分けられます。

#### 人材派遣・人材紹介事業 33社



平成26年3月期第1四半期

「人材派遣・人材紹介事業」は、当社グループの主力事業です。総務、人事、経理などの事務職全般に加えて、販売職、営業職、IT系、バイオ・メディカル（研究開発）の専門職種も対応しています。

また、中国、香港、台湾、シンガポール、インドネシア、ベトナムなどアジアを中心に、主に日系企業に対して人材サービスを提供しています。

企業が求める人材ニーズは高度化・複雑化しており、求職者のニーズもライフスタイルにあわせて多様化しています。

企業と求職者の双方を「仕事」で結び、多くの雇用を創造し、社会貢献していくことがテンブグループの使命です。

## テンプスタッフ

## テンプスタッフ・ピープル

TS Kelly Workforce Solutions Limited

#### IT&エンジニアリング事業 8社



平成26年3月期第1四半期

従来、当社グループが手がけていたR&Dアウトソーシング事業（Research & Development Outsourcing＝研究開発支援）は、専門分野や技術領域の拡大にともない、新たな成長分野への事業展開や体制構築を推し進めるため、平成26年（2014年）3月期より、セグメント名称を「IT&エンジニアリング事業」に変更し、技術系人材を手がける子会社の一部セグメンテーションの見直しを行いました。

当事業では、主に、機械設計、電気・電子設計、ソフトウェア開発等の専門的技術を技術者派遣または請負の形態で提供し、顧客企業の研究開発を支援しています。



### 3. 事業内容

#### アウトソーシング事業 8社



平成26年3月期第1四半期

アウトソーシング事業は、企業と業務委託契約を締結し、業務コンサルティングや業務設計、業務の運営・管理等を行う事業です。

受託している業務の内容は、主に、受付や受注処理等の事務業務、給与計算、データ入力、テレマーケティング等、多岐にわたっています。

受託業務の特性や顧客企業の要望に応じて、業務を顧客企業内で行う場合と、当社グループで行う場合があります。また受託業務の遂行にあたり、多くの契約者員が必要な場合があり、当社グループ全体の人材ノウハウを活用できます。

昨今、企業においては業務の標準化やコストダウンを目指してアウトソーシング活用の検討・導入が活発に進んでおり、当社グループでは企業のニーズに対応するため、サービス提供体制の整備を行っています。



#### メディア・キャリア関連事業 (インテリジェンスグループ) 19社



平成26年3月期第1四半期

メディア・キャリア関連事業は、インテリジェンスグループが手がける事業です。特性から、5つの事業に分類されます。

「an」ブランドを中心としたアルバイト・パート領域の求人メディアの運営、「DODA」ブランドによる転職サイト事業・人材紹介事業、首都圏を中心としたIT・機電エンジニアの派遣事業、BPO事業や通信ネットワーク、システム関連のアウトソーシング事業、中国・東南アジアを中心とした人材紹介サービス・人事労務コンサルティング・教育研修サービスを手がける雇用開発・新規・海外事業を行っています。



#### その他の事業 7社



平成26年3月期第1四半期

その他の事業で主な事業は、再就職支援事業と教育研修事業です。

再就職支援事業では、新たな一歩を踏み出す再就職支援対象者に対して、キャリアカウンセリングや応募書類の作成指導、面接トレーニングなどを行い、求人市場の動向や最新の求人案件に関する情報提供を通じて、再就職を支援しています。

教育研修事業では、新入社員研修や隔離別人材育成など、企業のニーズにあわせた人材育成をサポートする教育・研修サービスを提供しています。



## 4. 業績等の推移

### 売上高 ※グラフ中の数字は累計期間の数字となります。



### 経常利益 ※グラフ中の数字は累計期間の数字となります。



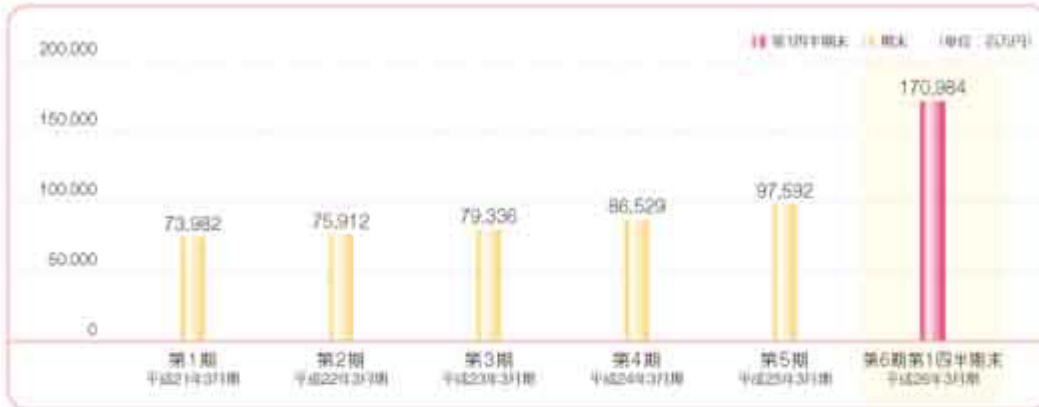
### 当期純利益 ※グラフ中の数字は累計期間の数字となります。



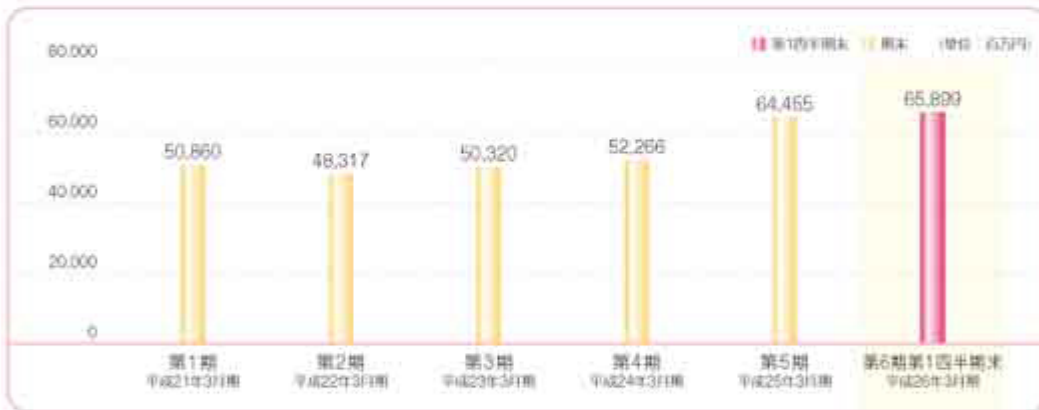


## 4. 業績等の推移

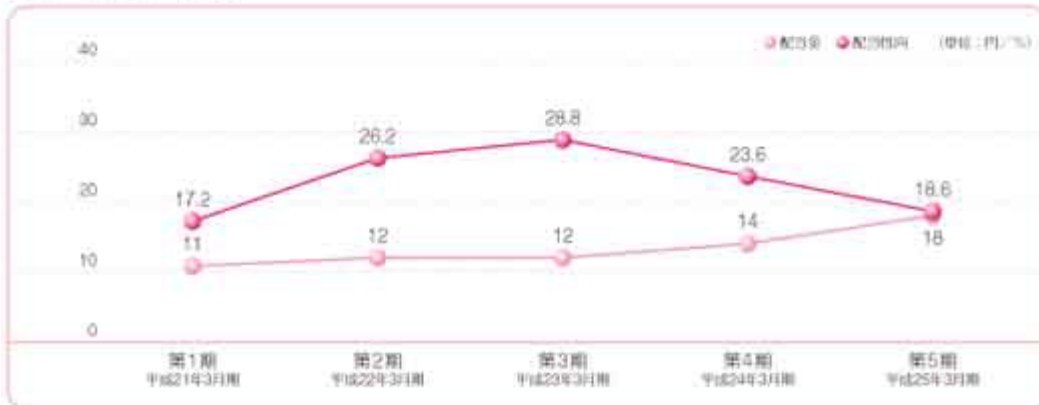
### ● 総資産額



### ● 純資産額



### ● 配当金/配当性向



## 5. 事業戦略

### テンブグループ企業理念



### テンブグループ中期経営戦略

「仕事」「人的資源」を切り口に、  
求職者・企業を支援する社会的なインフラとしての人材サービス企業へ。  
雇用の流動化・安定化を実現する、新たなプラットフォームを創造。

## アジアを代表する 人材サービスのリーディングカンパニーへ



## 6. トピックス

平成25年（2013年）4月より「an」「DODA」などを展開する  
 インテリジェンスホールディングスがテンプグループの一員に！

高度化・多様化する企業と求職者のニーズに対し  
 人材サービスとしての総合力を強化して、ワンストップソリューションを実現。

|             | テンプホールディングス   | Intelligence   |
|-------------|---|--|
| 求人広告        |   | アルバイト・パート<br>業界トップクラスの<br>フロント認知・実績<br><b>an</b>   |
| 人材紹介        | 日本全国をカバーする<br>人材派遣業界最大の規模・ネットワーク  | 正社員<br>業界トップクラスのフロント認知・実績<br><b>DODA</b>   |
| 人材派遣        | <b>テンプスタッフ</b><br><b>テンプスタッフ・ピオール</b>   | 全国主要都市を中心に展開 インテリジェンスの<br>人材派遣   |
| R&Dアウトソーシング | R&D領域 <b>TECSEED</b>  |  |
| アウトソーシング    | IT・通信領域 <b>IQO</b> <b>TEMPORARY TECHNOLOGIES</b><br>BPO領域 <b>HOWCOM</b> <b>日本アイティクス</b> | IT・通信領域、<br>システム開発 <b>Intelligence</b><br>官公庁事業<br>受託サービス <b>Intelligence</b><br>BPO領域 <b>PHILIA</b> |
| 再就職支援       | <b>テンプスタッフキャリアコンサルティング</b>  | 再就職支援サービス  |



### グローバル戦略の推進

平成24年（2012年）8月

中国に自動車設計開発会社、テクシート上海  
 設立。

平成24年（2012年）11月

ケリーサービスと北アジア（中国、香港、  
 台湾、韓国）における合併事業を開始し、  
 TSケリーワークフォースソリューションズ  
 設立。

平成25年（2013年）1月

日系企業への人事コンサルティングを行う  
 テンプベトナム営業開始。



### 専門分野の拡大

平成24年（2012年）11月

ヘルスケア分野におけるアウトソーシング  
 事業を強化。テンプスタッフ・ライフサポート  
 が始動。

平成25年（2013年）3月

デジタルAV商品の設計開発を手がける  
 AVCテクノロジーと  
 AVCマルチメディアソフトを子会社化。

平成25年（2013年）5月

商用車の部品設計・実験を手がけるOROを  
 子会社化。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月24日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第6期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年8月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年7月12日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年8月27日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「対処すべき課題」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ ̄で示しております。また、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年8月27日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じておりません。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであります。

また、有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成25年8月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### < 対処すべき課題 >

#### (1) 現状の認識について

世界経済の変調により産業構造の転換が進み、顧客企業や求職者から当社の属する人材ビジネス業界に求められるニーズ及びサービスは、急速かつ様々に変化しており、総じて当社グループを取り巻くビジネス環境は大きな転換期にあると認識しております。人材ビジネス業界における競争は激化し、且つボーダレス化も進んでいることから、更なる顧客満足度向上と雇用創造の実現に向けた成長を目指すためには、時流にあったニーズを的確にとらえ、そのニーズに対する最適なソリューションをタイムリーに提供できる体制の構築が急務となっております。

一方で国内では、昨今の雇用情勢の悪化を受け、労働者派遣法改正法の施行（平成24年10月施行）、有期労働契約の適正な利用に向けた労働契約法の改正（平成24年8月公布、平成25年4月より順次施行）等、派遣労働者を含む有期雇用者の雇用の保護・安定化に向けた労働法制の見直しが進んでおります。現時点ではその影響は顧客企業や求職者の状況により様々であり、また今後の労働政策の動向とそれに伴う労働法制の見直し状況により、労働市場は変化していくことが予想されます。

このような環境の下、経営理念である「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」を地道に実践して行くことを通じ、環境に左右されない堅実な利益成長と健全な財務体質を維持し、グループ全体の安定的な成長を目指して参ります。

#### (2) 当面の対処すべき課題の内容

当社グループは、経営理念である「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」を実践していくため、以下の5点を課題として認識しております。

##### 地域戦略の強化

全国ネットワークを駆使し、各地域における営業基盤の確立を目指します。また、市場優位性をさらに高めていくため、地域に根ざしたきめ細かいサービス展開をベースとしながら、各地域の経済動向にあわせた経営資源の有効活用を常に検討して参ります。

#### 専門分野及び新たな領域への積極展開

昨今の市場動向の変化に伴い、顧客企業及び求職者のニーズも様々に高度化・多様化が進んでおります。当社グループでは、時流に沿ったサービスラインナップ強化を目指し、現状当社が手がけていない職種領域については、M & Aによる事業拡大も視野に入れ、また事業化の必要性を十分に検討しつつ積極的に進めることで、顧客満足度を高めて参ります。

新規成長分野として新たな雇用拡大が見込まれる人材ニーズに対しては、タイムリーに対応するとともに、サービス体制やネットワークを拡充し、幅広くかつきめ細かく対応いたします。また、専門化する労働市場に対しては、周辺知識や経験のバックグラウンドを持つ求職者を対象とする育成型派遣制度、R & Dアウトソーシング、アウトソーシング等による人材活用を図り、顧客企業及び求職者のニーズを満たす事業展開を進めて参ります。

#### グローバル市場への積極展開

現在、中国、香港、韓国、台湾、シンガポール、インドネシア、ベトナムなど、アジアを中心とし、グローバルに人材サービスを提供しております。今後も人材ビジネス市場で大きな可能性を持つアジアのニーズをとらえ、グローバル市場への積極展開を図ります。

#### 女性の就業支援

長期視点から、少子高齢化による労働力不足解消のカギを握る女性の就労を様々な形で支援して参ります。職住近接型オフィス展開・パートタイム型派遣の拡販、保育所の開設、出産・育児等で離職した女性を対象とするセミナーの開催・再就職支援等、就労機会の拡大や創出、情報提供を行うことで、女性の就労を総合的にサポートして参ります。

#### 経営効率の向上

当社グループ各社のバックオフィス業務を、シェアードサービスを行うテンプスタッフ・インテグレーション(株)へ集約することによりグループ経営の効率化を推進いたします。各社における手続き並びに処理を共通化することで、グループ各社の業務フローの改善、システム統合などによる経営効率の向上を図ります。徹底したコスト管理に努め、また成長分野を見極めた経営資源の最適化を進めることによって、着実な利益成長と財務体質の健全化を堅持いたします。

### (3) 具体的な取組状況

上記のような対処すべき課題に対して、当社グループでは以下のように取り組んでおります。

#### a. 専門分野及び新たな領域への積極展開

製薬企業における安全性情報管理業務（Pharmacovigilance、P V業務）の業務量増加に着目し、平成24年5月、P V業務の受託を専門に行うP Vネクスト(株)を設立いたしました。また当社子会社テンプスタッフ・メディカル(株)において、ヘルスケア分野において事業領域の近い旭化成ライフサポート(株)を吸収合併し、業容を拡大いたしました。それぞれ、これまで自社内で行われることが中心の業務であり、また今後の社会環境や法整備から業務の負担及び増加が予想される分野であり、当社グループでは新たなサービスラインナップとして全国を視野に事業展開を図ることで業容拡大を目指して参ります。

更に技術関連領域強化の面では、平成25年3月29日付にてパナソニックA V Cテクノロジー(株)及びパナソニックA V Cマルチメディアソフト(株)のそれぞれ66.6%の株式を取得し子会社化、それぞれA V Cテクノロジー(株)、A V Cマルチメディアソフト(株)として営業を開始いたしました。また平成25年5月31日付にてU Dトラックス(株)を中心としたボルボ・グループにおいて、商用車関連の研究開発を行う(株)D R Dの株式を取得し子会社化いたしました。

これらの技術関連領域の強化により厚みを増した技術系人材サービスについては、今後集約化による事業強化を図るとともに、エンジニアオリエンテッドな環境構築を進めることで、当社グループの顧客企業に対するソリューションの拡充及び求職者に対するブランド力向上を目指して参ります。

b. グローバル市場への積極展開

成長著しいアジア地域で存在感を高め、より一層の事業拡大を目的とし、かねてから営業協力関係にあったケリーサービス（Kelly Services, Inc.）と合弁事業化契約を締結し、平成24年11月より当社連結子会社テンプスタッフ香港（Tempstaff (Hong Kong) Ltd.）を当社51%、ケリーサービス49%の出資比率とする合弁会社として再組織し、TSケリーワークフォースソリューションズ（TS Kelly Workforce Solutions Limited）に商号変更いたしました。TSケリーワークフォースソリューションズでは、同社の傘下に当社及びケリーサービス双方の北アジア地域（中国、香港、台湾及び韓国）における既存子会社を配する新組織体制のもと、これまでの事業に加え統括組織としての機能を有し、北アジア地域全般の運営管理、経営戦略の策定を進めて参ります。ケリーサービスの持つ既存のグローバル企業顧客や人材サプライチェーンマネジメントにおける専門性と、当社グループの持つ日系企業を中心とする営業基盤や販売網を最大限に活かすことを目指し、今後新たな事業運営体制整備を順次進めると共に、新たなサービス提供体制を構築して参ります。

またR&Dセグメント事業における取り組みとして、世界最大の自動車市場に成長した中国において、当社連結子会社(株)日本テクシードがデザインスタジオや開発センターを有する自動車開発会社、特酷時度汽車技術開発（上海）有限公司を設立いたしました。同社は、(株)日本テクシードが長年国内市場を中心として培った高い技術力をバックに、日系メーカー、中国系メーカーのコンセプトカーから量産設計までの一連の設計開発、さらに上級技術者によるハイエンドコンサルティング業務等を中国にて行うことで、中国での自動車開発のR&D業務を支援して参ります。

上記取り組みのほか、アジア地域の新規地域展開として、以下のような取り組みを行っております。

<子会社設立>

テンプベトナム（TEMP VIETNAM CO., LTD.）      平成25年1月営業開始

<支店開設>

テンプスタッフ・コリア（Tempstaff Korea Co., Ltd.）

・水原（スウォン）オフィス      平成24年6月開設

・大邱（テグ）オフィス      平成25年8月開設

テンプスタッフ・インドネシア（PT.TEMPSTAFF INDONESIA）

・チカランオフィス      平成25年5月開設

c. 有益なビジネスシナジーの創出及び新たな事業運営体制の構築

当社グループは、平成25年4月26日付にて、(株)インテリジェンスホールディングスの株式を取得し、子会社化いたしました。

同社は、国内を中心にメディア事業（パート・アルバイトを中心とした求人広告）、キャリア事業（正社員領域の人材紹介・求人広告）、派遣事業（人材派遣）、アウトソーシング事業（IT関連サポート業務、コールセンター業務、ソフトウェアの開発等の受託）の4事業をコア事業として展開しており、特に「DODA（デューダ）」ブランドで展開する正社員領域の人材紹介サービス、「an」ブランドによるインターネット及び情報誌などのメディアを活用した求人情報サービスは共に国内トップクラスの地位を占め、また、派遣・アウトソーシングでは、特にIT・通信業界に強みを発揮しております。同社と当社グループは、広義における同業ではありますが、事業領域の重複が少なく、相互補完を目指せる領域も多いことから、今後、相互のインフラ、ブランド力の相互活用によって極めて有益なビジネスシナジーの創出が可能になるものと考えております。

昨今、環境変化のスピードは以前にも増して加速し、企業・求職者のニーズも一層多様化しております。加えて、両社の属する人材ビジネスの競争も激化し、且つボーダレス化も進んでいることから、更なる顧客満足度向上と雇用創造の実現に向けた成長を目指すためには、時流にあったニーズを的確にとらえ、そのニーズに対する最適なソリューションをタイムリーに提供できる体制の構築が急務となっております。本案件に際しては取得資金として当社の連結子会社であるテンプスタッフ(株)において、金融機関より350億円の借入契約を締結していることから、今後は早期のビジネスシナジー創出に向け、メリハリのある協業体制の構築並びに相互補完体制整備を進めて参ります。

<事業等のリスク>

(1) 人材ビジネス業界の動向について

当社グループの属する人材ビジネス業界は、産業構造の変化、社会情勢、景気変動に伴う雇用情勢の変化等に影響を受けます。昨今の企業収益の伸び悩みやそれに伴い低水準で推移する雇用情勢は、従来型の人材サービス及び人材需要の減少をもたらす、人材ビジネス業界は再編の続く厳しい市場環境で推移しております。今後、様々な要因により雇用情勢ないしは市場環境が悪化した場合、また求人需要の急激な減少や既存の顧客企業における業務縮小・経費削減等による人材需要の大幅減少等が発生した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 求人市場の動向について

当社グループでは、(株)インテリジェンスホールディングスの株式取得に伴い、求人メディアの運営事業や人材紹介に係る事業比率が大幅に伸長いたしました。いわゆる転職市場は、景気変動に伴う顧客企業の採用動向から直接的な影響を受けるため、今後様々な要因により市場環境が悪化し、求人需要の大幅な減少等が発生した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

当社グループでは、コンプライアンス経営を最重要課題のひとつとして認識し、事業に取り組んでおります。しかしながら、当社グループが手掛ける事業領域について、法的規制が強化・拡大された場合には、減収、あるいは新たな費用の増加等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、当社の主力事業に係る人材派遣事業においては、いわゆる改正労働者派遣法が平成24年3月28日に成立し10月1日に施行されました。日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者の派遣が原則禁止とされるなど、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図ることを主眼とした法改正概要となっております。また派遣労働者を含む有期雇用者の雇用の保護・安定化に向けた労働法制の見直しとして労働契約法の改正（平成24年8月公布、平成25年4月より順次施行）も行われました。当社グループでは、法改正の内容、政省令で定められる詳細及びその趣旨の理解に努め、法改正の影響を受ける可能性のある顧客企業及び派遣労働者に対し、安定した人材サービスの提供が継続できるよう、迅速かつきめ細かな情報の収集及び提供や、法改正の趣旨に沿った新たなサービス体制の構築を進めて参りますが、今後労働法制の影響を受けた労働市場の変化により人材派遣市場をはじめとした人材サービス市場の急激な縮小が生じた場合、減収、あるいは新たな費用の増加等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

a. 人材派遣事業

( ) 労働者派遣法について

当社グループの主要な事業である人材派遣事業は、「労働者派遣法」第8条に基づく一般労働者派遣事業許可を受けて行っている事業であります。

「労働者派遣法」では、一般労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、人材派遣事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が派遣元事業主としての欠格事由（労働者派遣法 第6条）及び当該許可の取消事由（同第14条）に該当した場合には、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止、または事業許可の取り消しを命じることができる旨を定めております。

現時点において、当社グループにおいては、上記に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により当社グループ各社並びにその役職員が上記に抵触した場合、当社グループの主要な事業活動全体に支障を来たことが予想され、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

( ) 派遣対象業務について

「労働者派遣法」及び関係諸法令については、これまでも労働環境の変化に応じた派遣対象業務や派遣期間に係る規制緩和並びに派遣元事業主における管理体制の強化の両面からの改正が適宜実施されており、当社グループはその都度、当該法令改正に対応するための諸施策を採ってきております。今後、さらに「労働者派遣法」及び関係諸法令の改正が実施された場合、当社グループの今後の事業運営方針並びに経営成績に少なからず影響を与える可能性があります。



b. 人材紹介事業

当社グループが行う人材紹介事業は、「職業安定法」第32条の4に基づく有料職業紹介事業許可を受けて行っている事業であります。

「職業安定法」においても「労働者派遣法」と同様に、人材紹介事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が有料職業紹介事業者としての欠格事由（職業安定法 第32条）及び当該許可の取消事由（同 第32条の9）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。

(4) 社会保険制度の改訂に伴う経営成績への影響

社会保険料の料率・算出方法は、諸般の条件及び外部環境の変化等に応じて改定が適宜実施されております。当社グループにおいては、従業員に加えて派遣労働者も社会保険の加入者であるため、今後、社会保険料の料率・算出方法を含めた社会保険制度の改正が実施され、社会保険の会社負担率や加入対象者及び被保険者数の増加により社会保険の会社負担金額が大幅に変動する場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

厚生年金保険においては、平成16年成立の年金改革関連法により最終保険料率は18.3%と定められ、平成16年10月から平成29年9月まで段階的に引き上げられます。これにより標準報酬月額に対する厚生年金保険料の会社負担率は、平成29年まで毎年0.177%ずつ増加していくことが予定されており、今後の収益を圧迫する要因のひとつとなることが予想されます。

また、当社グループの従業員及び派遣労働者が主として属する健康保険組合においては、平成20年4月における高齢者医療の制度改革に伴う新たな拠出金制度（後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金）の発足以降、その後の高齢者医療制度への拠出金や医療費の上昇、市場規模縮小による被保険者数及び保険料収入の減少や平均年齢の上昇が相まって、同組合の財政収支は悪化傾向が続いております。それに伴い保険料率は平成20年4月に61/1000から76/1000に大幅に引き上げられて以降段階的に引き上げられ、平成25年3月からは86/1000と、保険料負担は増加傾向にあります。介護保険料も平成24年度にそれまでの17/1000から20.7/1000へ改定されており、さらなる社会保障費の増大による上昇が続いた場合、大きな収益圧迫要因となる可能性があります。

一方雇用保険においては、平成22年4月1日付の雇用保険制度改正の一環として、より多くの働く人たちが雇用保険に加入しやすくそのメリットを受けられるようにするために適宜適用範囲の見直しが図られております。非正規雇用労働者の雇用保険の適用基準は平成21年4月1日に緩和された「1週間の所定労働時間が20時間以上であること」「6ヶ月以上の雇用見込みがあること」から、平成22年4月からは「1週間の所定労働時間が20時間以上であること」「31日以上の雇用見込みがあること」に適用範囲が拡大されております。今後も雇用に関する議論に伴い雇用保険制度が改正され、会社負担率や加入対象者及び被保険者数の増加が生じた場合、その会社負担金額や加入対象者及び被保険者数の増加に対応するための体制の構築等により、今後の収益を圧迫する要因のひとつとなる可能性があります。

(5) 新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループは、経営方針に基づく戦略的事業規模の拡大と既存事業の体質改善の一環として、新会社の設立や企業買収等を検討いたします。また海外事業についても中長期的な課題である「グローバル市場への積極展開」に対する取り組みとして海外人材ニーズに対し様々な形でサービス提供体制の整備を進めており、係る方針に基づき、当社グループは、平成25年3月31日現在、当社のほか連結子会社54社、関連会社1社で運営しております。

a. 新規事業進出について

新規事業展開に伴う新会社設立、サービス領域拡大に際しては、多額の資金需要が発生する可能性があるほか、市場環境及び労働市場の変化や競合状況により必ずしも収益が当初の計画通りに推移する保証はなく、想定した収益規模が確保できない可能性があります。市場環境の動向により各社及び各事業領域毎の成長率、業績推移状況等が当初想定した収益計画と大きく乖離した場合、当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 企業買収、事業提携について

企業買収や事業提携に際しては、対象となる企業の財務内容や契約関係等について詳細なデューディリジェンスを行い、リスク回避に努めておりますが、案件の性質や時間的な制約等から十分なデューディリジェンスが実施できず、買収後に偶発債務の発生や未認識債務が判明した場合、また当該事業が、当初想定した収益計画と大きく乖離した場合、多額の資金投入が発生する可能性のほか、関係会社株式の評価替えやのれんの償却等により、当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報の取扱い及び個人情報保護法に関するリスクについて

当社グループ各社では、求職者、従業員等についての多くの個人情報を保有しております。また当社グループの多くの連結子会社において平成17年4月1日より施行された個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者該当しているため、個人情報保護法の適用を受けます。同法では、個人情報取扱事業者に対し一定の報告義務が課せられており、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるとき、主務大臣は当該個人情報取扱事業者に対して必要な措置を取ることを勧告または命令することができますとされております。

当社グループは、同法遵守の体制を整えるべく個人情報の取扱いに関する規程を定め、従業員教育や定期的な情報配信など当該規程の遵守を徹底するための部署を設置し、また定期的に当社グループ内で「情報管理連絡会」を開催するなど、適切な管理体制の構築及び保有する個人情報の取扱いレベル向上に努めております。しかしながら、体制強化にも係わらず、個人情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、当社グループのイメージ悪化や補償等の発生により事業運営に重大な影響を与えるとともに、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 顧客情報管理に関するリスクについて

当社グループは、R&Dアウトソーシング、アウトソーシング事業の受託案件数の増加や規模の拡大に伴い顧客企業の製品開発情報や研究開発等、機密性の高い情報を含む案件の取り扱いが増加しております。各事業及び業務に対しては、案件毎に最善の情報セキュリティ対策を講じるとともに、レベルに沿った社内研修プログラムの充実、諸規程の整備及び周知などの情報管理体制を整備しております。今後も事業展開の状況に応じて徹底を図って参りますが、万一、顧客企業の重要な機密情報の漏洩が発生した場合、訴訟や損害賠償等で多額の費用が発生する可能性があるほか、ブランドイメージの低下により当社グループの事業運営に影響を与えるとともに、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 法令遵守に関するリスクについて

当社グループは、社会的責任を全うすべく事業拡大に合わせ、社内研修プログラムの充実、諸規程の整備など適宜、内部管理体制及び教育制度等を整備しております。適切な内部統制システムの整備及び運用については、今後も事業展開の状況に応じて徹底を図って参りますが、従業員による重大な過失、不正、違法行為等が生じ、当社グループが行政指導を受けた場合、または訴訟や損害賠償等に至った場合、ブランドイメージの低下により当社グループの事業運営に影響を与えるとともに、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 当社代表取締役である篠原欣子への依存について

当社の代表取締役である篠原欣子は、テンポスタッフ㈱の創始者であり、テンポグループの代表として指揮をとっております。また女性起業家として知名度が高く、当社グループの組織文化の醸成・企業イメージの向上に多大な影響力を及ぼしているものと判断しております。そのため、企業買収活動を始めとして、国内新規事業並びに海外事業展開、各種事業提携等の戦略的意思決定、また、実際の事業推進においても重要な役割を果たしており、何らかの理由により篠原欣子が当社グループにおいて業務を継続することが困難となった場合、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 災害及びシステム障害等の影響について

当社グループは「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」を企業理念とし、全国各地域に専門事業会社や営業拠点を設け、積極的な事業展開を図っております。小規模な営業所を設け比較的広範な営業地域を受け持つケースやR&Dアウトソーシング、アウトソーシング事業においては拠点地域を設け、全国各地域へのサービス展開を図っております。当社グループでは、地震、台風、洪水等の自然災害等の発生の可能性を認識した上で、可能な限りの発生防止に努め、また発生時は迅速かつ的確な対応を執る所存ではありますが、想定を超えた規模の大規模災害が発生した場合、一定の事業運営が困難になる可能性があります。また人材サービスの提供という事業性質上、災害時には安否確認や契約内容の調整等、多大な顧客対応による業務負荷が予想されることから当社グループの事業運営に影響を与えるとともに、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。他方、事業の拡大に伴う業務効率化及び個人情報保護に関する対策を進めた結果、当社グループの事業はコンピュータシステム及びそのネットワークに多くを依存しております。そのため、不測の事態に対しては、災害時の体制整備、システムセキュリティの強化、ハードウェアの増強等様々な対策を講じておりますが、これらの対策にも係わらず人為的

過誤、広範な自然災害等に伴い、コンピュータシステム及びそのネットワーク設備にトラブルが発生した場合には、当該事態の発生地域の事業運営に直接被害が生じるほか、他地域の当社グループの事業運営に損害が生じる可能性があります。またそれが長期に亘る場合、顧客企業への労務の提供が事実上不可能になる可能性があり、当社グループが提供するサービスに対する信頼性の低下を招くなどの重大な影響を及ぼす可能性があります。

(11) ㈱インテリジェンスホールディングスの株式取得について

当社グループにおいて、平成25年4月26日付にて実施した㈱インテリジェンスホールディングスの株式取得は多大なコストをかけて行ったものでありますが、将来的に相互のインフラ、ブランド力の相互活用による極めて有益なビジネスシナジーの創出が可能になるものと判断しております。現状様々な形で今後の事業体制に向けた検討を進めておりますが、今後何らかの事由により新体制の構築が円滑に進まない場合、また期待される事業融合の効果を実現できない場合、経営効率の悪化による競争力の低下を招き、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

テンブホールディングス株式会社 本店  
（東京都渋谷区代々木二丁目1番1号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。